

令和 年 月 日議決・専決

令和 7 年 4 月 1 日施行

令和 7 年 3 月 2 6 日公布

令和 年 月 日適用

佐用町告示第 号

令和 7 年佐用町要綱第 1 2 号

佐用町空家等対策協議会設置要綱

佐用町空家等対策協議会設置要綱をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 6 日

佐用町長 庵 途 典 章

佐用町空家等対策協議会設置要綱

(設置)

第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第8条第1項及び佐用町空家等の適切な管理に関する条例（令和7年佐用町条例第 号）第7条第1項の規定に基づき、佐用町空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関すること。
- (2) 特定空家等の認定に関すること。
- (3) その他空家等に関する施策の推進に関すること。

(委員)

第3条 協議会は、委員10人以内で組織する。

- 2 委員は、法第8条第2項に規定する者のうちから町長が委嘱又は任命する。
- 3 委員は、委員の事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(委員の任期等)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 会長は、町長をもって充てる。

- 2 会長は、会務を経理し、協議会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴取するほか、資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、商工観光課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

付 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。